

会議の名称	広報広聴委員会	開催月日・令和5年7月18日 開会時間・午前・午後1時58分 閉会時間・午前・午後3時41分
出席者	野口 佳宏 河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 堀 隆和 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会だよりについて ○ 市民との意見交換会について

【開会=午後 1 時 5 8 分】

野口委員長

ただいまから広報広聴委員会を開会いたします。
本日は議会だよりの編集についてを議題といたします。
それでは、8月1日発行の議会だよりについて、ページごとに見ていきたいと思えます。校了前の確認になりますので、誤字脱字など、明らかな誤りについてチェックしていただきたいと思えます。

最初に表紙の写真でございます。タイトルも合わせて協議したいと思えます。写真を1番から6番まで、お手元に配付をさせていただきましたけれども、皆さん何番がよろしいですか。バランス取れているので、6番がいいかなと思ったんですけど、皆さん、この写真が表紙にいいんじゃないかという番号を言うていただければいいと思うんですけど、どうですか。

(「6がいい」と呼ぶものあり)

野口委員長

6でいいですか。

(異議なし)

野口委員長

6でよろしくお願ひします。この6番が表紙になって、表紙のタイトルを決めないといけないんですけど、8月6日に開催される県操法大会の訓練 みたいな、ちょっとセンスのあるタイトルをちょっとお考えいただきたいと思えます。

河崎委員

字数制限はありますか。

野口委員長

短い方がいいですよ。20字くらい。この前の夜のは何でしたか。

議会総務課長

平成30年の議会だよりのときには、「まちを守る力に(岐阜県消防操法大会に向け、連日訓練に励む堀津分団)」というふうになっております

野口委員長

「まちを守る」をなしにして、「岐阜県消防操法大会に向け、連日訓練に励む正木分団」どうですか。

(異議なし)

野口委員長	<p>それでいきましょう。</p> <p>次、2ページから5ページ目です。第2回5月臨時会の概要から第3回6月定例会の概要まで、この前、ご指摘いただいたのは、粗大ごみの戸別収集のところと、水利地益税の場所を入れ替えるというご指摘をいただいて、修正をしたという状況になってはいますが、花村委員どうですか、いいですか。</p>
花村委員	<p>ごみの関係で、表が入っていたけど、それを抜いた形で編集し直したということですね。</p>
議会総務課長	<p>表につきましては、表がありますと、入れ替えることがちょっと困難であったため、表はなしにしまして、文字数を増やしました。表につきましては、今度、執行部の方が正式にチラシで配布するという情報があります。</p>
野口委員長	<p>この修正でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>他、何かございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
野口委員長	<p>次、6ページから11ページ中段、一般質問について、提出原稿の校正が終わり、紙面に反映されております。前回ちょっと協議をしまして、栗津議員の原稿ですが、委員長から委員会の協議結果についてお伝えしましたが、受け入れていただけませんでした。他の標題に関しては掲載できるものと考えております。お手元にお配りをさせていただいております。栗津議員の提出原稿について、何回かやりとりをして、一番最新の栗津議員から提出された原稿になります。何かご意見あったらご発言をいただきたいんですけど、花火と通学路はいいんですけど、職員のコンプライアンスについてということで、質問が2つあるんですね、「上司の権力を行使することにならないのか」というのと、「社会規範から逸脱した行為でコンプライアンス違反ではないのか」それで、答で書いてあるのが、「職員に圧力をかけた案件はありません」という一言だけなんです。聞いているのが2項目あるので、答えをもう</p>

	<p>ちょっと書かなきゃいけないんじゃないかなと思ったりもしているんですけども、皆さん、栗津議員の提出された原稿を見て、どのように対応したらいいか、お考えをお聞きしたいんですけども。事務局、文字の量は、いっぱいいっぱいなんですか。</p>
議会総務課長	<p>ちょうど、はい。</p>
野口委員長	<p>どうでしょう、このままいってしまうと白紙になりかねないので。</p>
堀委員	<p>今、委員長がこのままいくと白紙になりかねないという発言されたので、それはどういうことですか、ちょっと詳しく。</p>
野口委員長	<p>これだと市民の皆さんに伝わらないので、修正していただかないことには何も始まらないと思っています。1行だけ、「職員に圧力をかけた案件はありません」だけでは、だめなので、修正をちょっとさせていただきたいと思っていますんですけども、栗津委員に対して。これだとちょっと伝わらないじゃないですか、市民の皆さん、と思っています。</p>
堀委員	<p>質問の方が2つ、「上司の権力を行使することにならないか」というのと、「コンプライアンスに違反するのではないか」と、その2つだけど、言葉は違うけど同じことを言っているということで、それに対して、答えの方は、「職員に圧力」というのは、要は1番目の問いであれば、「上司の権力を行使すること」、これが圧力、2番目の方で言えば、「コンプライアンス違反ではないか」という、これが圧力ということにつながるということで、これで両方とも答えはこれで一括していいと思います。</p>
野口委員長	<p>「上司の権力を行使することにならないか」という問いと、「コンプライアンス違反」というのは多分違うと思う。一言でただ単に「職員に圧力をかけた案件はありません」だけだと、ちょっと不十分のような感じがしますけど。</p>
河崎委員	<p>前回のと見比べているんですけども、そもそも、この話をされていたのかどうかというのが、ちょっと私もわかってないんですけど、9月16日に市長が記者会見でした</p>

野口委員長	<p>みたいな発言を多分議場で、その日付までされたかどうか覚えていないんですけれども、議場でそういったお話をされてないけれども、ここに載せるとかという話になっているのかどうかも含めてですけど、喋っていないことも載せていいのかという話をちょっとお伺いしたいです。</p>
議会総務課長	<p>議事録はありますか、テープ起こし。配ってもらっても大丈夫ですか。</p>
野口委員長	<p>後で回収するという形で。 (資料配布)</p>
堀委員	<p>間違いなく2問だよね。「上司の権力を行使することになり、職員に圧力かけたことにならないでしょうかお尋ねをいたします」これで1問でしょ、それで、また、と続くでしょう。「これこそが倫理、社会的規範からの逸脱行為であり、コンプライアンス違反などありませんか、この場合の対応はどうされますかお聞きいたします」なので、</p>
野口委員長	<p>今、問題にされた、9月16日は明らかに出ておりますので、これはいいと思う。それから委員長が何度も言われる・・・。</p>
堀委員	<p>ちょっと待ってください。9月16日のことはいいというのは、何を。</p>
堀委員	<p>9月16日に市長がというところ、記者会見でした発言はという、9月16日、先ほど河崎委員が言われた、本当に9月16日というのは言っているかどうか、栗津議員が質問で言葉として言っているかどうかということについては、言っているということだと思います。それで、その件は言っていると、それで、もう一つ、今言われている2つじゃないかと、2つとって、まず圧力をかけたことにならないでしょうかという、それで、上司の権力を行使することにならないかという、そのことで、コンプライアンスと、上司の権力の行使という、これは同じ意味であると、言葉を言い換えているということで、それに対して、この答えとして書いてあるのは、職員に圧力をかけた案件はありませんと、両方とも否定しているわけで、これで十分、丁寧に1つずつ否定しているわけではなしに、2つま</p>

とめて、両方とも否定ということで、十分にこの答えにはなっているというふうに思います。だから、これでいいということですよ。

後藤徹委員

根本的な話になっちゃうかもしれないんですけど、前からこれを見直しする大きな要因として、議長から嚴重注意を受けた発言というのは載せるべきではないんじゃないかということで、やはりそうですよねということで、委員長からお話をしていただいた話で、今、ここでこの内容を精査する必要があるのかなのか、嚴重注意を受けているものは載せられないですよと言っているわけですから、それを受け入れられなかったというお話であれば、この問いに関しては載せないという方向しかないような気がするんですけど、ただ、どうしてもこれを栗津議員が載せたいということであれば、もう少し嚴重注意を受けた内容に関して精査して、その部分をやるというのならまだしも、この場で嚴重注意を受けたものは載せないと決まったのであれば、ここでその内容を精査する意味というのはあまりないのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

藤川議長

前回の委員会でそういった話しになったんです、議長から嚴重注意を受けた内容で、その内容が言った、言わんの話とか、事実関係が定かでないことについて、議会だよりに掲載するのはいかがなものかということで、最初に栗津議員が提出してきた内容では、議長からも注意を受けていることもあって、これは載せられないですということを経前の委員会で皆さん決められたと、その後、その旨を野口委員長が栗津議員に伝えたところ、それは受け入れられなかったということで、さらにこういったものを出してきたと、これなら載せられるんじゃないかというような意味合いで出されてきたんだと思うんですけども、それを踏まえて、野口委員長が皆さんにお諮りをしているというところでありますが、まず、私が注意をした内容ですけれども、事実関係が定かでない、私が調べたところ、事実ではなかったということがわかっているんですけど、それについて注意を行いましたので、その内容について注意をしたというのがあります。その事実ではなかったというのが、栗津議員の発言中、「内容は、私からは南谷議長に対し、栗津市議の発言に対する徹底した調査の実施を要請しますと記者会見で述べておられましたと記者発表されたそうなのですが、事実上、議長に要請をされていません。」この部分が、

市長は当時の南谷議長に要請をされていたということですので、この部分が事実ではないということがあります。この要請をされていませんという前提のもとに、これは議員を陥れることになって、議員と職員を見せしめ的行った行為でありということ論じられているので、この部分についても、前提が、私の調べた限り事実ではない、見方によっては、事実関係が定かでないといった内容になりますので、こういった文言が一般質問の中に入ってくるのは好ましくないというのが前回の委員会の皆さんのご判断だったと思います。逆の言い方をすれば、この部分を除けば栗津議員の伝えたいこと、議会だよりでお知らせしたいことは最大限尊重しますと、この部分を除けば掲載することもできるのではないかということはあるわけでありまして、その分も含めて、野口委員長が皆さんにお諮りをしているわけではないかと思えます。それを除いたとして、栗津議員が最終的に出してきたこの案によりますと、先ほど、野口委員長は2つの質問をしているので、回答がちぐはぐじゃないかと、2つの質問に2つの回答を載せればいいじゃないかという話だと思うんです。堀委員は同じ意味合いだから、このままでもいいんじゃないかというところなんですけれども、その辺りで、皆さんの意見を取りまとめただけであればいいんじゃないかなと思っております。

堀委員

今、議長さんの方から発言がありましたが、要は、市長が記者会見のときに要請されたかどうか、それで、南谷議員は要請されておられませんということをおっしゃっていた、それに対して、今、議長さんが言われたことは、南谷議員も聞いておったというような話だと思うんですが、それについては、時系列で言うと、南谷議員が議長室でもって、栗津議員がそのことを記者会見の後聞かれたんです、聞いたら、聞いておられませんと、記者会見では、市長の方が、議長の方に申し入れをしたとか、そういうようなことがあったんですが、聞いておられませんと、そのテープを撮ってあると、それについて、議長の方から今回、こういう問題があって、厳重注意というような話が出たと、その厳重注意について、しっかり調べてくださいと、時系列を、というようなことでやりとりされたと思うんです、栗津議員と。それで、私の方は栗津議員からそのやりとりについて、文書等も持っているわけです。だから、どちらが本当かという、だけど、記者会見のときにはそういうように話をされた、これは確かなんですよ。その後テープで撮ってある

のを、何度も言いますが、議長は聞いておりませんという、そういう時系列で進んできているわけです、この問題が発生した、そうしたら議長は・・・。

野口委員長

堀委員すみません、議会だよりの編集の会議なので。

堀委員

今、議長がそのように言われたもんだから、私はその時系列は違っていますよという話をしている。

藤川議長

委員長からご指名いただきましたので発言させていいますが、堀委員が今おっしゃられた話というのは、ちょっと事実関係が、認識がちょっと異なっておりますので、改めて説明させていただきますが、先ほど堀委員が記者会見の後に市長が議長に申し入れを行った、その後で栗津議員が当時の南谷議長当時のもとを訪れて、録音のテープもあって、そういった問い合わせはあったかということ聞いたということをおっしゃられましたが、事実関係はその後には間違いありませんが、令和4年9月16日に記者会見があり、その記者会見終了後に松井市長は当時の南谷議長に懲罰委員会での議会で徹底した調査を要請しますというような申し入れを行い、その懲罰委員会での調査自体は、9月議会で完了しております。それで、栗津議員が録音テープを私に提出されまして、その内容を私聞いたんですけど、確かに当時の南谷議長に、「市長からわしのことを調べとるのか、調べろとか、そういうふうに言われとるのか」という質問があり、それに、「いや、調べてとらへんよ」というような答えをされているんですが、それは令和4年10月のことなんです。これは栗津議員から出てきた書類にもはっきりと日付まで書いてあるんですが、令和4年9月に完了している懲罰委員会の調査なり調べが、10月の時点で、今わしのことを調べとるのかという質問をされて、もう調べてないから調べとらへんよと答えておるという時系列でありますので、当然その時点で調べていないわけですから、調べておらんよという回答になったという、そういった実態がありますので、そのところをちゃんとご認識いただいて、そういうふうにご回答し、調べた結果そうだったと回答しているんです。それを堀委員はご覧なられたかどうか分かりませんが、そういう事実関係があった上で、今回、栗津議員が6月定例会で一般質問された内容が事実ではなかったということがございましたので、注意をさせていただいたというところでもあります。

安藤委員

私、議員にならせていただいて、その前のお話ですし、今日は私、広報広聴委員会で参っておりますので、ぜひ議会だよりのことを進めてほしい、それに、言った、言わんは載せられないじゃないですか、そんなことはわかりきったことで、いつまでやったって、ここでやることではないので、事務局も困ってしまいますので、ぜひ議会だよりの方に話を戻して、これが載せられないなら、栗津議員に聞いていただいて、さっき委員長おっしゃられる白紙でもしょうがないと思いますよ、校了の時間も迫っておりますので、ぜひお願いします。

野口委員長

前回、栗津議員の原稿には、時の議長にうんぬんという文言があったんですけれども、それではだめですよということで、委員会の協議の報告をさせていただいたんですけれども、なんでなんやということでお話をいただいたんですけれども、その後、事務局に対して修正案が栗津議員の方から提出されましたので、修正箇所があったので、今回皆さんにお示しをさせていただいて、修正箇所があったのに何も諮らなかつた、それではだめなので、栗津議員からの修正の原稿を皆さんにお示しをしたという筋書きでございまして、修正案を読むと、質問項目が2つあるんじゃないかと、「コンプライアンス違反に関して、倫理、社会的規範から逸脱した行為であり、」これが示すのは前の原稿の時の議長うんぬんに関してというのを指しているんです。なので、結局質問事項は2項目、内容が別のものの質問が2つあって、答えが1つしかない、「職員に圧力かけた案件はありません」ということになっているので、ちょっと市民の皆さんに伝わらないんじゃないかということで、委員の皆さんに問題提起をさせていただいたところでございます。堀委員が言う、2つの質問に対して、全部、職員に圧力をかけた案件はありませんというのは、それはそれで結構なんですけれども。

河崎委員

いただいた議事録を読ませてもらって、野口委員長おっしゃられたように、質問が2つあるんです、最初の「一般事務に当たらないことを上司の」というのを1つとして、「また、昨年9月16日」と2つ目になるんですけれども、1つ目の問いに対しての答えが、「先ほどの答弁の一部繰り返しになりますが」から始まって、「義務があると考えております」というのが1に対しての答えになるんですけれども

	<p>も、2つ目の9月16日の話が「先ほどのご質問ありました案件につきましては」から始まって、「そういった認識を持っておりません」というのが2つ目のアンサーになると思うんです。そうすると、先ほどの話の通りになってしまうんですけど、2つの質問に対して、本来別々の答えが出ているのに同じ回答というのは、ちょっと日本語としてもおかしくなってしまうので、文章量をどう合わせるかという話は別ですけども、そこに関してはやはりずれが起きているなと思います。</p>
堀委員	<p>2つの文章があると、だけど、要は、職員に圧力をかけたかどうかという、そういう形でもって答弁はなされておりますので、だから、上司の命令に従う義務があるということについては、これは1番目の方ですね、だから、これを同じことを聞いているわけです。要は、上司がそういう圧力をかけ、上司の権力を行使することにならないかというのと、コンプライアンス違反ではないかというのは同じことを聞いているわけです。だから、そのことについて答弁の方は1つで、圧力をかけた案件はありませんと、これはもっと詳しく言えばいいわけですが、字数の制限もありますので、このような形で答弁は最後の方でまとめてあるというところで、このようにしてあるわけです。それから、そもそも、先ほど白紙で出せばいいとか、出すべきだとか・・・。</p>
野口委員長	<p>白紙で出すべきとは言ってませんよ。</p>
堀委員	<p>そういう発言もあったわけですが・・・。</p> <p>(「それしかないですよということ」と呼ぶものあり。)</p>
堀委員	<p>それしかないですよということは、最後として白紙で出すというようなことまで考えてみえるという、それが広報広聴委員会の規則に則ったことでしょうかということ。もう一つ、この原稿の話については、ある程度字句が間違っていたり、間違った答弁を書いているはいけません、これはある程度、今のことを除いて言うと、自己責任で今までやってきているわけです。そして、規則としてはそういうことでやってるので、この栗津議員が書いていることについては、表舞台で出されたことなんです。先ほどの議長の嚴重注意はある、ないは別にして、これは表舞台でなされ</p>

	<p>たことを言葉として書いているわけです。そして、嚴重注意がなされたにしろ、栗津議員はそうではないですよと言って、議長との嚴重注意との間で2回も3回も多分やられていると思います。このことについて、最終日までに栗津議員の言っていることが違いますよ、そこについては、語句を訂正しますとか削除しますというようなことが議会で行われていないわけです。</p>
野口委員長	<p>言ってる、言っていないの話ではなくて、安藤委員が言われた通り、議会だよりの編集についてを議論しているので、申し訳ありませんが、議会基本条例で広報広聴委員会は設置を定められておまして、自己責任においてやっているわけじゃないですよ。私達委員が協議をした上で、議会だよりを編集しています。自己責任うんぬんとか、そういう話ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
堀委員	<p>質問なり、答弁にないことでもって書いてあるというものではない、これはこの中の文字を使って書いてあるわけです。何度も言いますが、先ほどの9月16日も・・・。</p>
野口委員長	<p>わかりました。堀委員はこれでいいということですね、とりあえず、この栗津議員が提出された原稿でいいということですよ。</p>
堀委員	<p>そうです。</p>
野口委員長	<p>わかりました。他何かご意見ありますか。</p>
花村委員	<p>この委員会として、何ができるかというか、まず、栗津議員のこの原稿を受けて、どういう載せ方をするかについて、どんな方法というか、堀委員の言うようにこのまま載せるか、その他どういう方法を委員長考えておられるか。</p>
野口委員長	<p>一応栗津委員からいただいて、もちろん今日お諮りをするというか、協議をするという流れで、事務局と調整をさせていただいていたんですけども、もちろんこのままでいいという意見があるのもしかりですし、ちょっとおかしいんじゃないかという意見があるという想定もしておりましたので、事務局の方で、案もちょっと作らせていただきましたので、それも皆さんに見ていただきたいなと思っておりますので、事務局案の方もお示しをいただきたいと思</p>

	<p>います。</p> <p>(資料配布)</p>
野口委員長	<p>これが事務局の方で作成をした案です。答えの方ですが、「具体的にどのような行為を指しているのか不明な点も多く、現段階においてコンプライアンス違反等といった認識は持っていない」という答弁になっているんですけども。</p>
花村委員	<p>これはまだ栗津議員の了解は得ていないということか。</p>
野口委員長	<p>得ていない。</p>
安藤委員	<p>これで先ほど言ったように、こういう案があって、これを拒否された場合には、何も載せられなくなりますよということですよ。先ほどから出ているコンプライアンスというのは、法令遵守という意味でありますので、こちらの栗津議員の原稿は全く触れてないですよ。答えに出てこないですよ。コンプライアンス違反があったかといったら、法令遵守、何も法には触れてないですので、それはアンサーするべきですよ。</p>
野口委員長	<p>正直申し上げますと、私は別に栗津議員の質問内容とか、答弁内容も含めて見させていただくと、どちらかということと事務局案の方がしっかりと掲載されているし、問題ないんじゃないかなと思っているんですけど、皆さんご意見いただきたい。</p>
花村委員	<p>問題は栗津議員ご自身。</p>
野口委員長	<p>一応、委員会として事務局に作成していただいた案を栗津議員にお示しをして、これでだめですかということを決定させていただかないと。</p>
花村委員	<p>事務局が作ってくれた案で私はいいと思うんだけど、栗津議員が拒否されたときにどうするかということをお心配しております。</p>
野口委員長	<p>皆さんどうですか、この事務局案で。</p>
堀委員	<p>市民の立場に立ってみると、具体的に令和4年9月16</p>

日記者会見の場というものまで問いの方、質問の方には書いてあるわけです。それに対して、答えの方は具体的にどのような行為を指しているのか不明な点も多くと書いてあるので、答弁でそう書いてあるんだけど、一般市民として、これだけ明らかに日にちまで書いてあるような記者会見のことを具体的に書いてあるわけです。それに対して、具体的にどのような、その記者会見に対して、市長がセッティングした記者会見に対して、どうかという問いをしているわけです。だから、私が言いたいのは、「具体的に」から「点も多く」までは省いて、「現段階において」から「コンプライアンス等違反といった認識を持っていない」と、そのように答弁で述べておりますので、それだけにしたらどうかと、市民の方は、なんだこの文章はというふうに思いがちではないかということを私は思います。本当に具体的に日にちまで書いてあるから、記者会見の日にちまで。

野口委員長

行為を指しとるんだけど。

堀委員

行為を指しとるんだけど、その記者会見をセッティングしたという、そういうセッティングしたというところあたりについて、市民は読み取っていると、もう少し問いの方を詳しく載せないと、答えの方の、具体的にどのような行為を指しているかという、そういうところについて答えにはなっていないかと、答えにつながっていないかということをお願いします。だから、この濃尾大花火についてというところはちょっと縮小されていると思うんです。関係ない話だけど、具体的にいうところは文章からすると省いてもいいのではないかと思います。

野口委員長

とりあえず、この事務局案を栗津議員にお示ししてもよろしいですか。

(異議なし)

野口委員長

お示しをさせていただくということで決定をいたしました。次でございます、この示された案に対して、栗津議員がどういう流れになるのかというところでございます。ここまで決めさせていただかないと、さすがに時間がもうないので、委員会として、どうしていくかというのを考えていきたいんですけども、事務局案がもしだめだというふうになった場合、皆さんどうしたらいいですか。

堀委員	<p>延ばすとしたらいつまでならいいかという、それに対して、今日例えば委員長の方から示していただく、それに対して、栗津議員とのやりとりで、ここらあたりの1行くらいをこの言葉にして、要は、議事録の中の言葉を使ったこの言葉に変えていただけないかというような、それくらいの時間はあるのかないか、この事務局案で終わりやと、これが納得できなかつたら、これはという話に持っていくのか、今のスケジュールの絡みから、どうするかということだと思います。</p>
安藤委員	<p>また栗津議員に聞かれて、OKとか修正と言ったら、またこの会を持たなければいけませんか。</p>
野口委員長	<p>詰められるところだけ詰めましょう。スケジュール的に、明日の午前中に印刷業者に出してしまうということなので、とりあえず、事務局案は栗津議員にお示しをする、いいならいいで終わる話なんですけど、だめだった場合ですね。栗津議員、家にいるかもしれないから、ちょっと流して、それはここの委員会で決まっているので、栗津議員に事務局案をお示しするというのは決まったことなので、今、連絡して、ちょっと確認してもらって、これでいいかどうか。</p> <p>次の議題に行きます。他の議員さんの一般質問、PTPシートがわかりにくいという話、これ書いてあるのでOK。あと、議長が言っていた文字数の関係は、全部直っているので、他、栗津議員のところじゃなくて、他の議員さんのところ。</p>
河崎委員	<p>ちょっと戻って申し訳ないんですけど、マチイロの羽島議会だよりをアプリで配信とあるのは、これのQRコードが載っていないのはなぜですか。</p>
野口委員長	<p>これ登録してもらわないといけない、羽島市って指定しないといけない、ダウンロードしてから。過去の議会だよりを見ていただいて、QRコードがあったか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>当初からQRコードは載せていませんでした。</p>
野口委員長	<p>マチイロ自体が、Web上で見られるものなのか。</p>

議会総務課課長 補佐	当初、私が秘書広報課から話を聞いたときには、Web上のページも確かにありまして、どこの広報紙を見たいかということ自身を選択するということ、どこの広報紙でも見ていただけるというようなサービス展開だったと記憶しています。
野口委員長	QRコード追加できますか。
議会総務課課長 補佐	一番最初の画面のURLに行くQRコードを作成すれば出来るかと思いますので、そこは一度を確認してということになります。
野口委員長	載せられるようであれば載せていただいて、難しいというんだったら、次号から検討していくということで行きたいと思います。 最後です、12ページ、6月定例会の議案の賛否について、何かお気づきの点がございましたら、ご意見をお願いいたします。ここは変更なかったと思います。よろしいですか。
	(発言なし)
野口委員長	以上で粟津議員のところを除いて、議会だよりの編集については終了させていただきたいと思います。 前回に引き続きまして、市民との意見交換について協議をいたしたいと思います。前回の協議は、開催時期について、今年の11月から来年、令和6年2月までの間で開催日を各委員会に設定してもらおうということとし、各委員会において開催テーマとの関連で対象を誰にするのかを決めてもらい、各委員会との連携を取り、進めてはどうかとの方向性を見出させていただきました。さらに、当委員会では2人ずつを各委員会の開催に割り当て、開催補助をサポートしてはどうかとの方向性も見出せたと思います。また、お手元には昨年意見交換会のタイムスケジュールをお配りしております。開催の規模が小さくなると思いますので、1グループから2グループ程度と考えておりますので、グループ発表を辞めて、お配りした意見交換会タイムテーブル例の3番と4番をまとめて、意見を振り返り、整理して終了することになるかと考えます。意見交換会が議会基本条例に位置づけられた議会の広聴活動であることを念頭

	<p>に、全ての参加者の意見や考えを偏りなく引出し、単に批判や評論、要望の集約に終わることなく、結論を取りまとめながら進めてもらうこととしてはどうかと考えますが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。この意見交換会のタイムテーブルについて、こういった流れで進めた方がいいんじゃないかということで、何か他にご提案等々含めて、ありましたらご意見をいただきたいと思います。</p>
花村委員	<p>さっきのは、3番と4番を1個にまとめるという話ですか。確認です。</p>
野口委員長	<p>意見をまとめ、意見を振り返り整理する。例は3、4別々になっているんですけど、今回は少人数でやることになるかもしれないので、3番と4番を、意見を振り返って整理するという時間にしようということでございます。前半は一緒ですよ、順番に行くと、受付、開会、議長挨拶して、そして、13時40分意見交換会スタートで、各テーブルで自己紹介して、アイスブレイクやって、各委員会が設定をしたお題に対して意見交換をするという、でB紙に付箋でペタペタ貼って、3番と4番を今回は意見を振り返り、整理をしていくという、で終わり。なので、休憩はなしということです。3番、4番が意見振り返り、整理というふうになって、休憩と全体セッションがなしで閉会、意見交換会終了、撤収という流れになるというような流れで行きたいと思いますが、よろしいですか皆さん。</p>
花村委員	<p>グループが少なくなるだろうという話だけでも、2つグループがあったら、グループ発表というのはあった方がいいんじゃないですか。</p>
野口委員長	<p>2つ島があって、第1テーブル、第2テーブルにひょっとしたらわかれて、一常任委員会6人いるわけだから、議員が3、3になって。どうですか皆さん、2グループとかになったら、グループ発表をした方がいいんじゃないかということですが、確かにこういう意見が出ましたということも言ってもいいかもしれないですね、せっかくなので。</p>
河崎委員	<p>多分、こういった意見の出し合いの場になると、一番意見しやすい人数、多分4から6人の間ぐらいになると思うんです。委員会がそれぞれ6人で構成されていると思うので、そうなると確実に2グループはできると思うんです、</p>

	<p>であれば、先ほどの話の通り、この発表の場というのはいった方が、もう1個の違う島が何喋ったかわからないという話になるので、それが発表の場でなくてもいいんですけど、何かしらお互いの意見が出たよというのがわかるような形をとった方がいいとは思っています。</p>
野口委員長	<p>全体セッション入れましょうか。入れるのもありという感じで。</p>
花村委員	<p>総務委員会は投票率向上に向けてという具体的なテーマを設けていたけど、他の委員会はまだテーマを決めていなかったり、あと対象者を特定というか、そういった団体を指定してやるというような話もあったので、対象が特定の団体だと、こういったブレインストーミングみたいな形でないやり方もあったりするのかなということを感じました。</p>
野口委員長	<p>全体セッションも委員会で決めてもらっていい、3、4まとめて、まとめたものを全体セッションでやるかやらないかは委員会で決めるような形でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>意見交換会について、当委員会でまとめました方向性を各委員会で協議し、進めてもらうために全議員へ今年度の意見交換会について説明したいと思っておりますけど、よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>では、議長へ申し出て、全議員へ説明したいと思っております。引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>では、栗津議員の原稿でございます。</p>
議会総務課長	<p>栗津議員に案の方をお送りしましたところ、間につきましては、お示しした案では、ご自分が言いたいことが伝わらないので、ご自分の案でお願いしたいということで、答の方につきましては、概ね案が良いが、「不明な点も多く」というところだけ消してもらいたいというお話でした。</p>
野口委員長	<p>これが栗津議員の返答でございます。まず、間について</p>

堀委員	<p>は、栗津議員ご自身の原稿でということをございましたけれども。</p> <p>事務局案の問の方ですね、記者会見をセッティングしたが、明らかに市長が権限を発揮し、これは肯定的な意味だと思います。「発揮し」までは肯定的な言葉なんですが、「倫理、社会規範から」は否定的な言葉です。だから、記者会見をやったということについて、栗津議員は9月16日の記者会見自体が、栗津議員の方で言うと、議員、職員を陥れる行為でありという、だから、否定的な言葉ということになっているので、事務局案については、これはつながっていないと、市民が読んだとしたら、つながっていないと私は思うんです。肯定的で、あとは否定的になっていると、コンプライアンス違反ではないかという、最後は否定的な問になっているので、それはつながっていないと思います。次の答の方ですが、先ほど私も言ったんですが、具体的にどのような行為を指しているか、記者会見という行為を指しているわけですよ、一つは、だから、9月16日という時点まではっきり日時まできちっと示しているということで、これはおかしい。あと、不明な点も多くも、具体的にその記者会見とか、上司の指示、一般事務に当たらないことについてという、こういう具体的なことを示しているということですので、具体的にどのような行為を指しているのか不明な点も多くという事務局案は、これはちょっと読んだ方としてはおかしいということを思います。</p>
野口委員長	<p>すみません、論点は、栗津議員は自分の問の原稿のままがいい、答に関しては「不明な点も多く」を削れば事務局案でいいと言っているので、まずはすみません、事務局案がどうこうというより、「不明な点も多く」というのを削るか削らないかという話と、栗津議員の質問に関する原稿でいいのか良くないのか、それだけの話なんですけど、皆さん他にご意見ありますか。</p>
花村委員	<p>答の方で、栗津議員が「不明な点も多く」を消してくれればいいという、お考えだったということなんですけど、消すと、「具体的にどのような行為を指しているのか、現段階においてコンプライアンス違反等といった認識は持っていない」ということで、ちょっとおかしいですよ。それだけ申し上げます。</p>

野口委員長	答はわかりました。確かにおかしくなるので。
藤川議長	<p>先ほど私も話しましたが、事務局もなるべく栗津議員の載せたいことを最大限尊重して、このような案を考えてくださって、前回の委員会でも、課題となった、言った、言わないの話、事実かどうか定かではないという話を除いた部分で、載せられる内容で考えてくださった案でありまして、この案で本人がご同意いただけないなら白紙ということになるんじゃないかと思えます。もし栗津議員が言われる、自分の案の間でという話になりますと、1文目はともかく、2文目の「昨年9月16日に市長が記者会見でした発言は、議員、職員を陥れようとする行為であり、倫理、社会規範から逸脱した行為でコンプライアンス違反ではないか」と発言はコンプライアンス違反ではないかというふうにつながるわけですが、栗津議員の質問原稿を見ますと、発言がコンプライアンス違反ではありませんかということはおっしゃっておられずに、市長がセッティングされたということについて、権限を行使したことが、職員に指示を出してというところがコンプライアンス違反ではないかというふうな、そんな内容ではないかと思えます。あと、栗津議員の元々出してきた原稿にあります、「議員、職員を陥れる行為であり」というところは、それこそ、前回の委員会でも問題になりました、事実関係が定かでないことを前提にした栗津議員の考え方でもありますので、この部分は載せることはできない、前回の委員会でもこれは載せられないですというふうになったところを除いて、事務局で案を考えてくださっていますので、これならばというところで最大限尊重して、先ほども、委員の皆さんが、この案で栗津議員に提案してはどうだろうかとおっしゃっていただいたと思えますので、事務局案で行くのが妥当ではないかと、これでなければ、掲載は難しいんじゃないかと。</p>
藤川議長	<p>(「濃尾大花火大会と危険な通学路も載せないの」と呼ぶものあり)</p> <p>前回の委員会でも濃尾花火大会と危険な通学路についてはそのままという、コンプライアンスについてのことだけ申し上げております。</p>
堀委員	<p>今、議長の方からそのような発言がありましたが、私はコンプライアンス違反ということについて、栗津議員の文</p>

面を読みますと、記者会見をセッティングしたということがコンプライアンス違反ということは言っていないと思います。記者発表で述べられましたという、そのことを言っているのであって、セッティングについては何もコンプライアンス違反とか、そんなことは言っていないと思います。だから、私は栗津議員の方が正しいのであって、言葉としては、事務局案、これは申し訳ないんですが、事務局案の方は少し取り方の意味合いが違っているかなと私は思っています。

藤川議長

今、堀委員、意見おっしゃいましたけど、そうなりますと、堀委員、前回欠席された委員会に話が戻りまして、そういった事実関係が定かでない内容は載せるべきではないという結論が前回の委員会に出ておりますので、この内容、職員のコンプライアンスについてという質問そのものが載せられないという結論に至ってしまいますので、事務局で最大限何とか載せられる形でということで考えてくださって、この内容ならいけるのではないかという案でありますので、そこを栗津議員にご理解いただきたいというところと、ただけないなら前回の結論がそのまま今回の結論にもなるだろうというところであります。

堀委員

前回欠席して、そのことについて委員会でまとまったということでございます。しかし、実情を知らないというところで、特に全市民に行き渡るわけですので、そこら辺りが本当に正しいことではないと、前回決めたということであったとしても、やはりもう一度考えていただいて、本当にこの文面が正しいかどうかというところを一遍考えていただけたらと思います。全て入れ替えとか、そんなことではありませんので、そこら辺りのことについて何とかお願いできたらと思って。

野口委員長

堀委員すみません、決定は覆りません。そんなことをやっていると、本当にきりがありません。欠席されて、この委員会の決定でご一任いただくようというところで欠席をされておりますので、大変申し訳ございませんが、決定を覆すことはできません。これだけは委員長の方から強く申し上げたいと思います。

安井副議長

この会をするにあたって、栗津議員の白紙はなるべくなくしたいというところから始まっていると思っております。

す。前回の栗津議員が出された文に対しては、これではちょっとだめだよねというふうに前回決められて、新しい案をというふうで今日臨まれて、そして事務局がこういった内容を出してきてくださったということで、この内容自体がコロッと変わっているわけではなくて、内容はほとんど栗津議員が言いたいことというのは載っていると思っております。それで、答にしても、やはり1行でいいんじゃないかと堀委員さん、最初に言われましたけれども、やはり1行ではそれこそ市民が聞いてもわからないというところで、3行あって、ある程度こういうことなのかというのがわかるような文になっておりますので、これを承諾していただける格好で、栗津議員さんに承諾していただけたらいいなというふうに思っております。

河崎委員

事務局案の方を栗津議員にお話されたと思うんですけども、これが採用されないのであれば白紙でしようがないのかなと思います。

後藤徹委員

栗津議員の問を生かすのであれば、会議の冒頭であったように、2つの質問があるということであって、特に後半の昨年9月16日以降の部分に問題を感じる方が多いかと思うんですけど、思い切ってここを外してしまって、「一般事務に当たらない」から「権力を行使することにならないか」ここだけを栗津議員の質問として載せて、答に関して、同じように「職員に圧力をかけた案件はありません」ということで、後半の言った、言わんがはっきりしない部分に関して外すので、あとは栗津議員の質問と答えをそのまま使うような形で納得していただけないのかなというふうには思うんですけど。「一般事務に当たらないことを上司の指示に従い仕事をするには、上司の権力を行使することにならないですか」という質問に対して、「議員に圧力をかけた案件はありません」なら質問と答えが一致するし、栗津議員、先ほど堀委員も言われたように、圧力をかけたという部分が重要であるならば、最初の質問だけでも圧力をかけた、かけていないというお話は、十分市民の皆さんにも通じる。もちろん事務局で作っていただいた案が一番出来がいいと思っているので、それがいいんですけど、それを理解してもらえなくて、かつ白紙にするぐらいなら、栗津議員のその部分だけでも使ってあげるのはいいいことじゃないかなというふうには思いました。

野口委員長	削るパターン、もしくは事務局案でいく、もしくは問の冒頭3行を残してここから削る。
堀委員	栗津議員の方から返ってきた、「不明な点も多く」というのをカットしてください、そこについてはどうかという、何度も言わせていただくと、事務局案は申し訳ないけど、文言的に私はおかしいと思っています。記者会見をセッティングしたが、という、「明らかに市長は権限を發揮し」までは肯定的に捉えてる。その後、「倫理、社会規範が」という、そこは否定的に捉えている。だから、そのところが続かないと私は文言的には思っている。
野口委員長	ということは、堀委員としては事務局案はだめだよと、事務局案がNGであって、栗津議員の元々の原稿でいくのがいいということですよ。
堀委員	このような発言を栗津議員はしておりますので、栗津議員の発言が書いてありますので、その通りが私は文言的に、そんなところかなと、すんなり通る、国語的にという言葉を使っていいか悪いかわかりませんが。
安藤委員	先ほども申しましたけど、9月16日のことは私達わかりません、何が起こったのか。でも、議会の答弁、総務部長の答弁を聞きますと、私の想像ですよ、ここは。記者会見を設置しなさいと部下に命じたことがコンプライアンス違反、強制しとるという、どこが強制するんですか。ここにも書いてありますけど、市長が市長部局の部長以下全職員は市長の補助機関とされており、市長の指揮監督のもと、市長が権限に属する事務に管理執行を行い、これを補助する内部的な機関となりますということは、これ何の違反もしてないですよ。これを違反と言われて、これは違いますよって言われると、何ともなりません。だからこれは載せられないと思いますよ、事務局案で結構だと思います。
花村委員	白紙ということになるというようなこともありうるというお話もありましたけど、白紙は避けたいなど。
野口委員長	白紙というのは、コンプライアンスのところだけではないから、花火と通学路に関しては。
花村委員	コンプライアンスのところを削るというのは、極力避け

堀委員	<p>たいという希望でございます。</p> <p>安藤委員、先ほど発言されたので、ここで記者会見を開いたことが問題ですよということは言っていないわけです。記者会見を開いた。そして、そのことで開くにあたって、先ほど議長とのやりとりの中の、議長に対して、当時の南谷議長に対して、そのことを言った、言わん、そういうことを指示した、指示してないという問題があるわけです。ここに書いてあるように、副市長なり、会計管理者、出納員、職員に対して市長が指示することは、これは何ら問題はないわけです。だけど、議員に対して指示した、指示してないということについて問題があって、特に議員、そして、それに対して、職員について、議員を通して、職員に対してというようなことを市長は述べてみえると、記者会見で、というところを問題にされているわけです。それで、それを質問されたわけです。何度も言いますが、先ほどテープがあると言ったのは、南谷議長とのやりとりの中で、テープがあるという、そういう話をしている。</p> <p>(「時系列無茶苦茶」「それはここでする話ではない」と呼ぶものあり。)</p>
野口委員長	<p>堀委員は事務局の原稿はNGであって、栗津議員の原稿のままでいくという、安藤委員は事務局案、河崎委員も事務局、後藤委員は削って何とか載せようという感じ、花村委員もコンプライアンスについても何とか載せたいと、これは事務局案であっても栗津案であっても、とにかく何とかコンプライアンスに関して載せていきたいという思いがあると思いますけど。</p>
藤川議長	<p>皆さんから、2つの案が出ましたので、前回の委員会の結果を踏まえながら、選べるとすればその2つの案、事務局案のままでいくか、後藤委員が提案された、栗津議員の原稿の1文目を生かしながら、2文目を削除するという案、この場合、答えの方は、「職員に圧力をかけた案件はありません」とは、実は原稿を見ても言っていないので、そのあたり、「現段階において職員に圧力をかけた案件といった認識は持っておりません」と、あくまでも喋ったことに忠実に回答を作っていくのが妥当ではないかと、今、この2つの案を再度栗津議員にお示しして、この2つから選んでいただくのがいいのではないかと。</p>

野口委員長	2つの案というのは。
藤川議長	この事務局案か後藤委員提案された、コンプライアンスについてを削るパターン。
野口委員長	この2案示して、だめだったら、コンプライアンスはちよっと、これ堂々巡りになっちゃうんですよ。
堀委員	先ほど事務局の提案から「不明な点も多く」をカットして・・・。
花村委員	栗津議員が「不明な点も多く」を抜いて、それで問は自分の問じゃないといかんというのは、セットなので、事務局案から「不明な点も多く」を抜いただけのはあり得ないと思います。
堀委員	栗津議員に事務局案の問と、譲歩して答えの方は栗津議員の「不明な点も多く」というのをカットするという3番目の案。
野口委員長	セットだから難しいんじゃないのという花村委員の話でしょ。とりあえず、後藤委員言われた削った案と事務局案、「不明な点も多く」は削りませんよ。「不明な点も多く」と言っているんでしょう。ということでいいですか、事務局案と、後藤委員からご提案いただきました、「令和4年」以降を削った案。
堀委員	栗津議員家が近いので、皆さんがよしと言われれば来ていただけるとありがたいと思います。
野口委員長	この2案しかないと思うので、この2案でいきたいと思います。断られたら、コンプライアンスに関しては載せないという決定でよろしいですか。 (異議なし)
野口委員長	では、そのようにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 あとは、議事録を事務局の方に返却をお願いいたします。栗津議員に関しては、再度申し上げますが、2つの案をお

示しさせていただきます。2つともだめだと言われた場合は、コンプライアンスの関係に関しては記載をせず、花火と通学路に関してのみ掲載させていただくということにさせていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。これは広報広聴委員会としての決定でございますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

以上で、広報広聴委員会を終わらせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

【委員会終了＝午後3時41分】